

広島県告示第三百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和七年四月十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年四月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
一般国道一八三号	庄原市宮内町字永宗山五四五九番五地先から 庄原市宮内町字永宗山五四五九番五地先まで	令和七年四月三日